

令和7年度

一般社団法人萩市観光協会 MICE助成金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、萩市で開催されるMICEの主催者に対し、必要な資金の助成を行うことによりMICEの誘致を推進し、地域経済の活性化を図るとともに観光都市として、人的交流の増加を目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「MICE」とは、Meeting（企業等の会議など）、Incentive（企業等の報奨・研修旅行など）、Convention（団体・学会・協会の総会・学術会議など）、Event/Exhibition（文化・スポーツイベント、展示会・見本市など）等の催しをいう。

（助成対象事業）

第3条 MICE助成金（以下「助成金」という。）の交付対象となるMICEは、萩市で開催されるもので、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- （1）萩市内の宿泊施設における宿泊者が、延べ20人以上であること。但し、スポーツ大会の開催助成金は延べ80人以上から適用する。
- （2）催しの内容が 次のいずれかに該当するもの。
 - ① 産業、学術、芸術、文化及びスポーツの振興に寄与するもの。
 - ② 観光都市の萩市のイメージの向上に寄与するもの。
 - ③ 萩市の経済に波及効果を及ぼすと考えられるもの。
 - ④ 市民生活又は社会福祉の向上に寄与するもの。

2 その他、一般社団法人萩市観光協会（以下「萩市観光協会」）が特に認めるものは、この限りではない。

（除外規定）

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、助成金の交付対象としない。

- （1）国又は地方公共団体等の行政機関及びそれに準ずる団体が主催又は共催を行うもの。ただし、名義のみの主催・共催はこの限りでない。
- （2）萩市において、定期的に行われる催し。但し、萩市観光協会が特に認める場合は3年に1回は助成対象とすることができる。
- （3）政治的又は宗教的活動を目的とするもの。
- （4）公の秩序、又は善良な風俗を乱す恐れがあると認められるもの。
- （5）その他、萩市観光協会が適当でないと認めたもの。

（助成金の範囲）

第5条 第3条に規定する助成金は、予算の範囲内において交付するものとし、その額は別表に定めるとおりとする。

2 MICE開催に応じて平日（月曜日から木曜日の間）に宿泊されるものに関しては、別表の助成額の2倍の額を交付することができる。

3 MICE開催日が1月・2月・12月に開催されるものに関しては、別表の助成額の2倍の額を交付することができる。ただし、前項と重複しての交付は出来ない。

4 萩市観光協会が特に認めるときは 前各項による額を超えて助成することができる。

（交付申請）

第6条 助成金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、開催予定日までに、次に掲げる書類を提出する。

（1） 助成金交付申請書（第1号様式）

（2） 開催要項及び事業計画書

（3） 事業の収支が分かるもの

（4） 全体の行程（予定）表

（交付決定）

第7条 萩市観光協会は、第6条に規定する申請を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときには「助成金交付決定通知書」（第2号様式）により申請者に通知するものとする。この場合、萩市観光協会は、交付のために必要な条件を付することができる。

（事業内容等の変更）

第8条 申請者は、前条に規定する書類に記載した事項について変更しようとする場合は、あらかじめ「事業内容等変更（中止）承認申請書」（第3号様式）を萩市観光協会に提出し、承認を得なければならない。但し、経費の20パーセント以内の軽微な変更についてはこの限りではない。

2 萩市観光協会は、前項の申請書を受理し、その内容を審査し、適当と認めるときは、「事業内容変更（中止）承認書」（第4号様式）により通知するものとする。

（完了報告）

第9条 交付決定申請者は、事業終了後速やかに、次に掲げる書類を萩市観光協会に提出するものとする。

（1） 完了報告書（第5号様式）

- (2) 事業内容報告書
- (3) 収支決算書

(助成額の確定)

第10条 萩市観光協会は、完了報告書を受理し、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、「助成金交付確定通知書」(第6号様式)により通知するものとする。

(交付請求)

第11条 前条の通知を受けた申請者は、「助成金交付請求書」(第7号様式)を萩市観光協会に提出するものとする。

2 萩市観光協会は、前項の請求書を受理したときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の流用の禁止)

第12条 交付決定申請者は、この要綱の規定により、交付される助成金を助成の対象となる経費以外の経費に使用してはならない。

(助成金の返還)

第13条 萩市観光協会は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、助成金の決定を取り消し又は助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 交付要綱に違反したとき。
- (2) 申請事項又は報告事項に虚偽の記載があったとき。
- (3) 第7条に定める交付決定に付した条件に違反したとき。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に萩市観光協会が定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

【別表】

助成の種類	事業の内容	支援内容
宿泊助成	<u>萩市内で開催される MICE について、市内へ の宿泊者数が 20 人以 上の催しに対する支援</u>	020 人以上 039 人以 下 020,000 円
		040 人以上 079 人以 下 040,000 円
		080 人以上 119 人以 下 060,000 円
		120 人以上 159 人以 下 080,000 円
		160 人以上 199 人以 下 100,000 円
		200 人以上 239 人以 下 120,000 円
		240 人以上 279 人以 下 140,000 円
		280 人以上 319 人以 下 160,000 円
		320 人以上 359 人以 下 180,000 円
		360 人以上 399 人以 下 200,000 円
		400 人以上 399 人以 下 250,000 円
<u>アトラクシ ョン助成</u>	<u>上 記 宿 泊 助 成 対 象 MICE において、萩市内 の団体が実施するアト ラクシンの活用に対 する支援</u>	<u>アトラクションにかかった費用の 2 分の 1 (上限 5 万円)</u>

